

6 児 童 部

保育所等

1 公立保育所等の施設概要

令和6年(2024年)4月1日現在

園名	所在地	敷地面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)
山田保育園	山田市場19-9	1,980.0	693.9
いずみ	〃 泉町2-11-43	2,122.0	790.0
南千里	〃 桃山台1-4-1	3,593.3	1,403.2
ことぶき	〃 岸部中2-2-1	2,914.3	1,153.8
千里山	〃 千里山東2-19-22	2,446.7	756.2
東	〃 南正雀4-1-1	1,326.3	974.4
垂水	〃 垂水町1-6-9	1,112.8	882.3
吹一	〃 内本町1-23-28	1,054.4	865.0
吹六	〃 南清和園町40-31	1,313.7	864.5
片山	〃 出口町32-1	1,203.6	888.1
千三	〃 千里山西1-12-1	3,336.9	943.2
山三	〃 山田西1-27-15	2,474.9	977.9
はぎのきこども園	古江台2-11-4	2,297.1	1,724.4
千里新田こども園	春日4-10-1	3,178.0	701.0
江坂大池こども園	江坂町3-13-1	2,058.0	675.0
いずみ小規模園	泉町2-11-43	(いずみ保育園内)	452.9

2 保育所等の定員と利用状況

令和6年(2024年)4月1日

区分		定員 (人)	利用児童数 (人)	開所年度	備考
市立保育所 (12)	山田保育園	111	104	昭和27(1952)	平成12年度(2000年度)より待機児対策として定員外入所を実施 左記のほかに市外保育所への委託入所児童数2人
	いずみ	120	115	〃 42(1967)	
	南千里	142	139	〃 44(1969)	
	ことぶき	105	107	〃 44(1969)	
	千里山	100	109	〃 47(1972)	
	垂東	112	102	〃 48(1973)	
	垂水	112	117	〃 50(1975)	
	吹一	112	102	〃 50(1975)	
	吹六	112	105	〃 53(1978)	
	片山	120	122	〃 54(1979)	
千三	120	126	〃 54(1979)		
山三	120	126	〃 58(1983)		
小計		1,386	1,374		
市立認定こども園 (11)	認定こども園佐竹台幼稚園	45	40	平成28(2016)	幼稚園型
	認定こども園吹田第一幼稚園	45	43	〃 29(2017)	〃
	認定こども園吹田南幼稚園	45	43	〃 29(2017)	〃
	認定こども園千里第二幼稚園	45	46	〃 30(2018)	〃 ()内は市外
	認定こども園岸部第一幼稚園	45	39(1)	〃 30(2018)	〃 からの受託児
	認定こども園豊津第一幼稚園	45	47	〃 30(2018)	〃 童(内数)
	認定こども園山田第一幼稚園	45	43	〃 30(2018)	〃
	認定こども園山田第三幼稚園	45	46	〃 30(2018)	〃
	はぎのきこども園	120	131	〃 30(2018)	幼保連携型
	千里新田こども園	45	44	令和4(2022)	〃
江坂大池こども園	45	42	〃 4(2022)	〃	
小計		570	564(1)		
市立保育所 (1)事業規模	いずみ小規模園	19	18	令和元(2019)	
私立保育所 (36)	岸部敬愛保育園	90	87	昭和23(1948)	左記のほかに市外保育所への委託入所児童数14人 ()内は市外からの受託児数(内数)
	稲荷学園	180	193	〃 26(1951)	
	あやめ保育園	120	123	〃 42(1967)	
	千里聖愛保育センター	90	102	〃 47(1972)	
	こぼと保育園	120	128	〃 44(1969)	
	あびにょん保育園	140	104	〃 54(1979)	
	さくら保育園	60	69	〃 15(2003)	
	吹田どんぐり保育園	60	64	〃 15(2003)	
	佐井寺たんぽぽ保育園	60	65	〃 16(2004)	
	双葉保育園	60	68	〃 17(2005)	
	マーヤ敬愛保育園	90	88(2)	〃 17(2005)	
	千里の丘けいあい保育園	90	93	〃 17(2005)	
	さくらんぼ保育園	60	64	〃 18(2006)	
	南山田みどり保育園	120	139	〃 22(2010)	
	玉川学園保育園	120	104	〃 23(2011)	
保育園千里山キッズ	90	101	〃 24(2012)		
トレジャーキッズえのき保育園	80	80	〃 28(2016)		

区分	定員 (人)	利用児童数 (人)	開所年度	備考	
保育所等名					
私立保育所 (36)	吹田ポッポひかり保育園	60	67	平成29(2017)	左記のほかに市外保育所への委託入所児童数14人 ()内は市外からの受託児数(内数)
	トレジャーキッズあおばおか保育園	80	75	〃 29(2017)	
	玉川学園高野公園保育園	120	118	〃 29(2017)	
	あいの南千里駅前保育園	120	129	〃 30(2018)	
	千里山くじら保育園	102	109	〃 30(2018)	
	吹田ポッポたけぞの保育園	60	60	〃 30(2018)	
	南 保 育 園	112	116	〃 30(2018)	
	のんの敬愛保育園	60	62	〃 30(2018)	
	吹田保育園	120	120	令和元(2019)	
	藤白台保育園	149	143	〃 元(2019)	
	万博れんげ保育園	99	105	〃 元(2019)	
	トレジャーキッズかすが保育園	80	63	〃 元(2019)	
	西山田保育園	120	115(2)	〃 2(2020)	
	うれしい保育園五月が丘	84	77	〃 4(2022)	
	ちびっこ保育園春日	60	57	〃 4(2022)	
	Gakkenほいくえん吹田SST	60	56	〃 4(2022)	
きたせんり愛育保育園	120	140	〃 4(2022)		
岸部保育園	112	112	〃 5(2023)		
トレジャーキッズそめのい保育園	100	77	〃 5(2023)		
小 計	3,448	3,473(4)			
私立認定こども園 (13)	認定こども園旭ヶ丘学園	289	214(1)	平成27(2015)	2・3号認定子どものみ 左記のほかに市外園への委託入所児童数21人 ()内は市外からの広域利用児童数(内数) 全て幼保連携型認定こども園
	幼保連携型認定こども園千里山やまて学園	117	116	〃 27(2015)	
	認定こども園もみの木保育園	60	60(1)	〃 28(2016)	
	認定こども園南ヶ丘こども園	150	147	〃 28(2016)	
	認定こども園かんらんこども園	228	205	〃 28(2016)	
	認定こども園蓮美幼児学園千里丘キンダースクール	130	117	〃 28(2016)	
	認定こども園もみの木千里保育園	120	130	〃 28(2016)	
	千里ニュータウンこども園	140	144	〃 29(2017)	
	吹田くすのきこども園	80	88	〃 29(2017)	
	認定こども園千里山グレース幼稚園	80	94	令和元(2019)	
	幼保連携型認定こども園彩つばさこども園	130	136	〃 元(2019)	
	認定こども園 きりん愛育園	270	258	〃 4(2022)	
	認定こども園蓮美幼児学園千里丘北キンダースクール	86	82	〃 4(2022)	
小 計	1,880	1,791(2)			

区分	定員 (人)	利用児童数 (人)	開所年度	備考
保育所等名				
ハッピータイム	12	16	平成27(2015)	左記のほかに市外事業所への広域利用児童数2人
あすなろ共同保育所	18	17	〃 27(2015)	
保育所なかよしキッズ	19	17	〃 27(2015)	()内は市外からの広域利用児童数(内数)
吹田ポッポ保育園江坂校	19	19	〃 27(2015)	
ふじしろ幼稚園保育部	12	19	〃 27(2015)	
チャイルドケアPuppy-ぱびい-	15	14	〃 27(2015)	
蓮美幼児学園五月が丘プリメール	12	9	〃 27(2015)	
吹田ポッポ保育園五月が丘校	19	18	〃 27(2015)	
けいあいルンビニ五月が丘	19	18	〃 27(2015)	
エルエルキッズ!ナチュラル	15	13(1)	〃 27(2015)	
吹田ポッポ保育園第2江坂校	19	19	〃 27(2015)	
吹田ポッポ保育園第3江坂校	12	12	〃 27(2015)	
私立小規模保育事業所等				
くじら保育園吹田豊津園	19	18	〃 27(2015)	
フェアリーキッズ保育園山田西	12	12	〃 27(2015)	
保育所なかよしフレンズ	19	16	〃 28(2016)	
ライフライト	18	13	〃 28(2016)	
こぼとっこ保育園	19	18	〃 28(2016)	
フェアリーキッズ保育園五月が丘北	12	11	〃 28(2016)	
くじら保育園豊津東園	19	19	〃 28(2016)	
ぬくもりのおうち保育五月が丘園	12	12	〃 28(2016)	
千里山アゼリア保育園	19	19	〃 28(2016)	
駅前アゼリア保育園	19	19	〃 28(2016)	
こどもなーと山田保育園	12	12	〃 28(2016)	
ちゃいれつく関大前保育園	19	19	〃 29(2017)	
ちゃいれつく江坂保育園	19	19	〃 29(2017)	
蓮美幼児学園千里丘プリメール	19	19	〃 29(2017)	
マリーピクシー保育園	19	20	〃 29(2017)	
保育園ハイタッチキッズ	19	18	〃 29(2017)	
風の保育園	19	19	〃 29(2017)	
光の保育園	19	19	〃 29(2017)	
(43)小規模園第1ニューリーブス	19	18	〃 29(2017)	
小規模園第2ニューリーブス	12	12	〃 29(2017)	
ぬくもりのおうち保育古江台園	19	18	〃 30(2018)	
千里丘いぶき保育園	19	21	〃 30(2018)	
保育ルームG-days	19	19	〃 30(2018)	
岸辺サンフレンズ保育園	19	17	〃 30(2018)	
のびっこ江坂北園	19	22	令和元(2019)	
アートチャイルドケア吹田けんと保育園	19	15	〃 2(2020)	
つなげる保育江坂園	12	12	平成28(2016)	
地方独立行政法人市立吹田市民病院院内保育所	40	14	〃 28(2016)	
やまてようちえんやまてっこ	30	27	〃 29(2017)	
千里山くじら小規模保育園	19	19	令和3(2021)	
じぶんみらい保育園吹田垂水	19	19	令和6(2024)	
小計	769	726(1)		
計	8,072	7,946		

3 保育所等の運営

(1) 0歳児保育

保育所48か所（市立12、私立36）、認定こども園13か所（市立1、私立12）、小規模保育事業等施設41か所（私立のみ）で実施している。

(2) 発達支援保育

保育所における障がい児保育を昭和48年(1973年)から実施し、平成27年(2015年)より発達支援保育・要配慮保育に名称変更している。

ア 対象児童 保育所における集団保育が適当と認められる、おおむね3歳以上の障がい児等で日々通所できる者。（就労等の事由で保育所を利用している児童で障がいのある児童（配慮を要する児童）を含む。）

イ 定員 集団保育が適切に実施できる範囲の人数。

ウ 利用 発達支援保育検討会議の協議を経て決定する。

エ 利用状況（令和6年(2024年)4月1日現在）

公立 159人 私立 167人 計 326人

(3) 延長保育

市内の保育所（認定こども園を含む）58か所、小規模保育事業所等45か所において、11時間以上の開所をしている。そのうち、7時から保育を実施している保育所が市立15か所、私立が36か所、小規模保育事業所等が市立1か所、私立9か所。7時30分から保育を実施している保育所が私立8か所（夜間保育所1か所を含む）、小規模保育事業所が32か所。

また、19時まで保育を実施している保育所が市立15か所、私立が38か所、小規模保育事業所等が市立1か所、私立25か所。19時以降の保育を実施している保育所が私立6か所（夜間保育所1か所を含む）、小規模保育事業所等が9か所。

(4) 緊急保育

昭和54年(1979年)4月から、緊急事由により保育の実施を要する乳幼児を対象に、原則として2か月まで（緊急事由が継続している場合、最大4か月まで）の期間利用できる制度を設けている。令和6年度(2024年度)は受入施設を市立保育所12か所及びはぎのきこども園とし、定員は66人としている。（ただし、このうち3歳未満児は6保育所及びはぎのきこども園、定員24人）

対象児童は、保護者に下記の緊急事由が生じたことにより吹田市子ども・子育て支援法施行細則第4条第3号の規定に該当する者。

ア 出産のため入院を必要とする場合

イ 病気のため入院を必要とする場合

ウ 同居の親族の病気入院により常時その介護又は看護を必要とする場合

エ これらと同程度の事由により必要と認められる場合

(保護者が死亡・行方不明・拘禁されている等)

4 私立保育所等に対する助成

(1) 整備助成

- ア 助成対象 (ア) 社会福祉法人等が行う保育所に係る整備事業
 (イ) 社会福祉法人等が行う認定こども園に係る整備事業
 (ウ) 社会福祉法人等が行う保育所又は小規模保育事業所として開設するための改修事業
 (エ) 50万円以上500万円未満の小規模補修費助成(吹田市特定教育・保育施設等運営助成金の一種として、市単独助成)
- イ 助成額 (ア) 創設、増築又は改築事業、大規模修繕事業：助成対象経費の4分の3の範囲内
 (イ) 創設、増築又は改築事業、大規模修繕事業：助成対象経費の4分の3の範囲内
 (ウ) 開設準備に係る建物改修等事業：助成対象経費の4分の3の範囲内
 (エ) 小規模補修費助成：助成対象経費の2分の1の範囲内

ウ 助成状況

(ア) 社会福祉法人等が行う保育所に係る整備事業

年度 区分	令和3(2021)	〃 4(2022)	〃 5(2023)
種別 件数(件)	創設 3	創設 1 改築 2	改築 2
助成額(円)	605,861,000	525,588,000	226,948,000

※ 令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)の改築2件は、いずれも複数年事業

(イ) 社会福祉法人等が行う認定こども園に係る整備事業

年度 区分	令和3(2021)	〃 4(2022)	〃 5(2023)
種別 件数(件)	0	0	0
助成額(円)	0	0	0

(ウ) 社会福祉法人等が行う保育所又は小規模保育事業所として開設するための
改修事業

年度 区分	令和3(2021)	〃 4(2022)	〃 5(2023)
施設種別 件数(件)	保育所 1	0	0
助成額(円)	26,640,000	0	0

(エ) 小規模補修費助成

年度 区分	令和3(2021)	〃 4(2022)	〃 5(2023)
件数(件)	6	6	5
助成額(円)	12,382,975	10,868,999	10,000,000

(2) 委託料の支給

支給目的 昭和46年(1971年)8月から私立保育所等の利用児童の福祉の増進を図るため委託料を支給している。(市単独)

支給額 ア 月の初日に在籍する児童

保育対策費

3歳未満の児童 1人につき月額 1万円

3歳以上の児童 1人につき月額 5,000円

給食費助成

3歳以上の児童 1,000円

(平成27年(2015年)4月に改定)

イ 月途中に入退所する児童

1月を25日で日割りにより精算した額。

(3) 運営助成金(令和5年(2023年)4月1日現在)

助成目的 保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業(以下、「特定教育・保育施設等」という。)の利用児童の保育内容の充実を図るため助成金を交付している。

助成内容(助成対象施設等:◎保育所・認定こども園、●幼稚園、○小規模保育事業)

ア 発達支援保育等対策費助成(市単独助成) ◎

介助保育士を要するとき 児童1人につき月額 25万1,670円(1人目)

27万2,690円(2人目以降)

介助保育士を要しないとき 児童1人につき月額 7万9,410円

- イ 認定こども園特別支援教育・保育対策事業費 ◎
 介助保育士を要するとき 児童1人につき月額 6万5,300円（学校法人立以外園）
 3万2,630円（学校法人立園）
- ウ 保育特別対策費助成（市単独助成） ◎
 児童の年齢ごとの保育士の配置基準を満たした上で、予備保育士を配置しているとき
 1 施設最高月額 25万1,670円（1人目） 25万1,670円又は12万5,830円（2人目）
 4万円（加算）
- エ 延長保育事業費 ◎◎
 特定教育・保育施設等が国の延長保育事業の要件を満たす延長保育（2号認定子ども及び3号認定子どもに対するものに限る。）を実施しているとき。
 保育短時間認定と保育標準時間認定に分けて算出する。
- ◆保育標準時間認定 （1事業当たり）
- | | |
|---------|----------------------------|
| 30分延長 | 年額 30万円（平均対象児童数1人以上） |
| 1時間延長 | 年額 166万7,000円（平均対象児童数6人以上） |
| 2～3時間延長 | 年額 264万円（平均対象児童数3人以上） |
| 4～5時間延長 | 年額 551万円（平均対象児童数3人以上） |
| 6時間以上延長 | 年額 648万5,000円（平均対象児童数3人以上） |
- ◆保育短時間認定 （在籍児童1人当たり）
- | | |
|-------|--------------------------|
| 1時間延長 | 年額 1万8,800円（平均対象児童数1人以上） |
| 2時間延長 | 年額 3万7,600円（平均対象児童数1人以上） |
| 3時間延長 | 年額 5万6,400円（平均対象児童数1人以上） |
- ※保護者から延長保育料を徴収している特定教育・保育施設等の場合は、助成金が減額される。
- オ 行事費助成（市単独助成） ◎●
 児童のための観劇の行事を実施しているとき 1施設年額 1万5,000円
- カ 園外保育費助成（市単独助成） ◎●
 園外保育を行う際に利用するバス借上料その他交通費
 1施設年額 7万7,700円（ただし、定員150人以上の施設は15万5,400円）
- キ 小規模補修費助成（市単独助成） ◎
 50万円以上500万円未満の保育用施設の小規模補修費を対象に最高250万円まで

ク 保育体制強化費 〇〇

国の保育体制強化事業の要件を満たす保育支援者を配置していること

1 施設当たり最高月額 10万円（ただし、保育支援者の配置があった月のみ）、4万5,000円（園外活動の見守りを行う場合の加算）、4万5,000円（スポット支援員を配置している場合）

ケ 保育士宿舎借上費 〇〇

国の保育士宿舎借上支援事業の要件を満たす宿舎を借り上げていること

1 戸当たり最高月額 7万1,000円又は8万2,000円までの4分の3を乗じた額まで

コ 看護師助成（市単独助成） 〇

保育所が雇用する看護師又は保健師に係る一定額以上の経費（保育所運営費交付基準で算定された保育士人件費の額を超える額）

1 施設最高年額 81万円

サ 病児保育事業（体調不良児対応型）費 〇〇

国の承認を得た病児保育事業（体調不良児対応型）を実施しているとき

1 施設最高年額 449万6,000円

シ 医療的ケア児保育支援事業費 〇〇

医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備しているとき

医療的ケアを行う看護師等の配置 1 施設最高年額 529万円

医療的ケアを行う保育士等の配置（看護師配置なし） 1 施設最高年額 495万円

医療的ケアに係る研修の受講支援 1 施設最高年額 30万円

医療的ケアを行う職員の補助者の配置 1 施設最高年額 217万円

5 保育関係経費の決算額内訳

令和5年度(2023年度)

(単位：円、人)

区分		経営主体別		
		市立分	私立分	合計
国の基準	施設型・地域型保育給付費 A	37,459,040	9,126,030,846	9,163,489,886
	精算基準徴収額 B	11,202,540	782,189,050	793,391,590
	補助基本額 (A-B) C	26,256,500	8,343,841,796	8,370,098,296
	国庫負担金 D	15,289,159	4,290,916,201	4,306,205,360
	府費負担金 E	5,492,859	1,768,875,848	1,774,368,707
	府費負担金(地方単独分) F	—	137,142,539	137,142,539
	市費負担金(C-D-E-F) G	5,474,482	2,146,907,208	2,152,381,690
歳入	市基準保育料徴収額 H	329,614,110	566,483,820	896,097,930
	その他の特定財源 H'	26,468,346	—	26,468,346
	国庫・府費負担額 (D+E+F)	20,782,018	6,196,934,588	6,217,716,606
	国・府補助額 I	78,973,366	189,187,652	260,364,943
	合計 J	455,837,840	6,952,606,060	7,408,443,900
歳出	管理運営費合計 K	3,190,850,992	10,574,035,031	13,764,886,023
差引額 (K-J)		2,735,013,152	3,621,428,971	6,356,442,123
保育料軽減額 (B-H)		—	215,705,230	—
児童1人当たり経費(平均月額) K/L		154,963	118,576	125,402
年間延べ入所児童数 L		20,591	89,175	109,766

※市立分の市基準保育料徴収額には給食費と延長保育料を含む。

6 保 育 料

2号、3号認定子どもに係る利用者負担額（保育料）

令和6年度(2024年度)(単位：円)

階層区分		本市の利用者負担額（月額）					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税のうち均等 割のみの課税世帯	6,800	6,700	0	0	0	0
	[うち、ひとり親世帯等]	0	0	0	0	0	0
D 1	48,600円未満	8,200	8,100	0	0	0	0
	[うち、ひとり親世帯等]	0	0	0	0	0	0
D 2	48,600円以上 58,000円未満	10,000	9,900	0	0	0	0
	[うち、ひとり親世帯等]	0	0	0	0	0	0
D 3	58,000円以上 67,000円未満	12,800	12,600	0	0	0	0
	[うち、ひとり親世帯等]	0	0	0	0	0	0
D 4	67,000円以上 97,000円未満	16,400	16,200	0	0	0	0
	[うち、77,100円以下かつ ひとり親世帯等]	0	0	0	0	0	0
D 5	97,000円以上 103,000円未満	19,600	19,300	0	0	0	0
D 6	103,000円以上 140,000円未満	24,600	24,200	0	0	0	0
D 7	140,000円以上 169,000円未満	33,000	32,500	0	0	0	0
D 8	169,000円以上 257,000円未満	42,000	41,300	0	0	0	0
D 9	257,000円以上 301,000円未満	51,200	50,400	0	0	0	0
D 10	301,000円以上 335,000円未満	59,200	58,200	0	0	0	0
D 11	335,000円以上 397,000円未満	67,200	66,100	0	0	0	0
D 12	397,000円以上 472,000円未満	77,200	75,900	0	0	0	0
D 13	472,000円以上	87,200 [43,600]	85,800 [42,900]	0	0	0	0

※1 第1子の利用者負担額については利用者負担額表の各階層区分欄に掲げる金額とする。

2 保護者と生計を一にする全ての子どもをきょうだいとしてカウントし、第2子以降の利用者負担額については無料とする。ただし、税が未申告等により世帯の収入が確認できない場合の利用者負担額は、特定被監護者等（ただし、負担額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子供、特例保育を受ける小学校就学前子供、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子供、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子供を負担額算定基準子どもという。）である特定被監護者等に限り。）を教え、1人目である場

合はD13階層の金額、2人目である場合はD13階層の〔 〕の金額、3人目以降である場合は無料とする。

7 公立保育所の保育士配置基準

市の配置基準は昭和46年度(1971年度)まで国の配置基準を準用していたが、昭和47年度(1972年度)、乳児保育を開始する際に府内各市の実態を参考にして定めたものであり、現在では次のとおりの配置基準としている。

区 分	国の保育士配置基準(※1)	市の保育士配置基準
0 歳 児	3 : 1	3 : 1
1 歳 児	6 : 1	5 : 1
2 歳 児		6 : 1
3 歳 児	15 : 1	20 : 1
4 ~ 5 歳 児	25 : 1	25 : 1(※2)

※1 令和6年4月1日から3・4・5歳児区分の国の保育士配置基準改正。ただし、経過措置として当分の間は従前の基準により運営することが認められている。

※2 市の保育士配置基準における5歳児区分の25：1については令和7年度からの変更予定

8 子育て支援コンシェルジュ事業（利用者支援事業）

多様な教育・保育施設や事業がある中で、保護者がそれらの中から自分の家庭にふさわしいメニューを確実かつ円滑に利用できるよう相談専門職員を配置し、細やかな利用支援を行う。主として、保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行う。

事業開始日 平成29年(2017年)6月1日

実績 令和5年度(2023年度)相談件数 3,653件

9 子育てのための施設等利用給付

令和元年(2019年)10月からの幼児教育・保育の無償化により、特定子ども・子育て支援施設等(私学助成幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設等)を利用する、主に3～5歳児の子供の保護者へ、施設等利用費を給付する。

(1) 対象者・給付上限額

種類	対象者	給付上限額
私学助成幼稚園	満3歳児から5歳児	月額25,700円
預かり保育事業	保育の必要性の要件のある3歳児から5歳児	月額11,300円 日額450円×その月の利用日数 いずれか低い方の額
	保育の必要性の要件のある市民税非課税世帯の満3歳児	月額16,300円 日額450円×その月の利用日数 いずれか低い方の額
認可外保育施設等 ※認可外保育施設・ベビーシッター、一時預かり事業(幼稚園型以外)、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	保育の必要性の要件のある3歳児から5歳児	月額37,000円 ※幼稚園・認定こども園を併用している場合は、月額11,300円から預かり保育での支給額を除いた額(条件あり)
	保育の必要性の要件のある市民税非課税世帯の0歳児から2歳児	月額42,000円 ※幼稚園・認定こども園を併用している場合は、月額16,300円から預かり保育での支給額を除いた額(条件あり)

(2) 支給者及び支給総額

令和5年度 (2023年度)	人員	支給額
	4,730人	1,186,000,126円

10 私立幼稚園給食費補助金

給食費の負担軽減のため、私学助成幼稚園を利用している吹田市在住の子供のうち、低所得世帯などの子供の給食材料費のうち副食費相当分を補助する。

(1) 対象者

- ア 市民税所得割額の父母の合計額が77,101円未満である世帯の子供
- イ 所得階層にかかわらず、小学校3年生までのきょうだい(小学校就学前のきょうだいは認可保育所等を利用する子供に限る)からカウントして第3子以降となる子供
- ウ 生活保護受給世帯及び里親に委託されている子供

(2) 給付上限額 月額4,700円

(3) 助成実績

令和5年度 (2023年度)	人員	支給額
	339人	6,843,135円

11 保育士・保育所支援センター

保育人材を安定的に確保するため、潜在保育士等に対する無料職業紹介事業を実施。専門職員が市内保育施設等の求人情報を紹介して雇用のマッチングを図るほか、求職者向けのセミナーを開催するなど就労・人材確保支援を行う。

		令和3(2021)	〃 4(2022)	〃 5(2023)
求人件数	保育士等	400件	484件	436件
	その他	274件	123件	68件
求職登録者数		89人	75件	66件
就職者数		50人	20件	34件

12 保育士等に対する給付（保育人材確保給付金）

令和5年度(2023年度)創設。保育人材の安定的な確保を目的として、本市の民間施設で直接雇用され、常勤として勤務する保育士等に給付金を支給する。（雇用5年未満かつ45歳未満。1人当たり最高90万円）

	令和5(2023)
支給件数	504件
支給額	49,685,000円

子育て支援

1 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター事業は、保育所等において、0歳児から学齢前までの児童を集团的に保育し、育児のノウハウを蓄積している実績をいかしながら、子育て家庭への支援を行う事業である。平成9年(1997年)4月から地域子育て支援センターを公立保育所及び私立保育所に設置し、地域子育て支援センター事業の企画、運営を担当する地域担当保育士を配置して、育児教室を始め、育児サークルの育成・支援、育児相談、行事の開放、施設の一部開放などを実施している。他団体・他機関と連携を取り、地域全体で子育てを支援し合う基盤の形成を図っている。

概要

育児教室 0歳児及び2歳前後の子供とその保護者を対象に、集団での育児の指導援助や遊びを通して子育ての楽しさを伝え合い、地域で親子の仲間づくりを進める。

育児相談 育児教室や開放事業などの際に相談を受けることによって、子育て不安の軽減や虐待の予防に努める。ケースによっては関係機関との連携をとり、継続的な支援を行う。

育児サークルの育成・支援 育児教室終了後、地域で自主的な活動を継続するための援助を行う。地域の育児サークルから援助の要請があれば、地域担当保育士を派遣する。サークル交流会などを通して活動にいかせる情報の提供や支え合い、育ち合える仲間づくりを支援する。

子育て支援関係機関連絡会 地域子育て支援センターが中心となり、保育所や幼稚園、児童会館・児童センター、保健センターなどの子育て関係機関や地域の団体が交流や学習を通して有機的な連携を図り、身近な地域でのネットワークを構築する。

施設の一部開放 おおむね週1回、園庭や保育所等の施設の一部を地域に開放して園児との交流や子育て中の市民の自主的な活動を援助する。

行事開放 伝承行事を始めとして、保育所等で行う行事に地域からの参加を呼び掛ける。育児サークルの活動の場としても活用する。

実績

令和5年度(2023年度) 育児教室参加組数 2,042組

2 子育て広場助成事業

子育て中の親の子育てへの負担感を緩和するため、乳幼児及びその親が気軽に集い、交流し、子育ての喜び及び楽しみを共有できる場「子育て広場」を設け、子育てに関する相談その他の子育て支援に係る事業を行う団体に対し、補助金を交付する。

事業開始年度 平成17年度(2005年度)

令和5年度(2023年度)補助対象団体 8か所

3 病児・病後児保育事業

児童が病気の時、又は病気の回復期にあるが集団保育が困難であり、かつ保護者が勤務等の理由により家庭において保育することができない就学前児童及び小学3年生までを対象として、シックキッズ(委託)、江坂キッズ(委託)、エキスポキッズ(補助)、ひろあキッズ(委託)、吹田けんとキッズ(委託)及びぶろっこりー(委託)において事業を実施している。

目的 保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。

概要

利用定員	1日につき9人以内(ひろあキッズ、吹田けんとキッズは6人以内)
保育時間	午前8時から午後7時まで
休業日	土曜日・日曜日・祝日及び年末年始
利用料金	1人1日当たり2,000円(減免制度あり)

実績

令和5年度(2023年度)利用延べ人数 3,616人

4 保育所等での一時預かり事業

(1) 事業の概要

保護者の断続的・短時間の就労等により、週3日以内で家庭での保育が困難な場合や、保護者の傷病・看護等により一時的に家庭での保育ができないとき、また育児負担の軽減等のため、保育所等で一時的に児童を預かり保育を行う事業で、平成3年(1991年)10月に市の委託事業として創設し、その後助成事業として実施している。

(2) 対象児童

吹田市に居住し、集団保育が可能な児童であって、児童福祉法第24条第1項本文の規定による保育所における保育の実施の対象とならない生後6か月から就学前の児童(緊急一時保育の対象となるものを除く)

(3) 保護者負担（利用料）

各実施保育所が定めた額 実施保育所で徴収

（公立保育所等は下記のとおり、私立保育所は同額か500円ほど高い）

平日	3歳未満児	2,500円／1日
	3歳以上児	1,500円／1日
土曜日	3歳未満児	1,250円／午前半日
	3歳以上児	750円／午前半日

いずれも給食費・おやつ代は別（公立保育所等給食費は300円）

(4) 実績

令和5年度(2023年度)利用延べ人数	8,255人
	公立 4,867人
	私立 3,388人

5 休日保育事業

(1) 事業の概要

児童の保護者が就労等により、児童の日曜・祝日の保育が困難なときに保育を行う事業で、平成16年(2004年)4月から市の助成事業として市内2か所、平成17年(2005年)4月には市内1か所、平成19年(2007年)9月からは委託事業として市内2か所の私立保育所で実施、平成21年(2009年)4月に公立保育園職員により吹田市立こども発達支援センター（旧こども支援交流センター）で休日保育室を開室している。平成22年(2010年)4月からは市内1か所の私立保育所が実施していたが、平成27年(2015年)4月から実施する私立保育所がなくなり、吹田市立こども発達支援センター1か所で事業実施している。

(2) 対象児童

本市に居住している就学前児童のうち、休日等においても保護者が勤務等の理由により保育を必要とする児童及び杉の子学園、わかたけ園に通園する児童

(3) 保護者負担（利用料） 休日保育事業利用料

年齢区分	利用時間		
	8時間以内	8時間を超え 9時間以内	9時間を超えるとき
0歳児	3,000円	3,300円	3,600円
1歳児及び2歳児	2,400円	2,700円	3,000円
3歳児以上	2,000円	2,300円	2,600円

備考1 年齢区分は、事業を利用する年度の4月1日における年齢による。

2 おやつ代を含むものとする。

(4) 実績

令和5年度(2023年度)利用延べ人数 443人

のびのび子育てプラザ

1 設置目的

子育て青少年拠点夢つながり未来館（愛称「ゆいびあ」）は、青少年が人と触れ合い、情報と出会い、その成長に応じた支援を受けることにより、思いやりの心や創造性を育み、その思いを夢へとつなぐ拠点となるとともに、子育ての知識、経験等を学び合い、安心して子育てのできる環境をつくる拠点となることによって、青少年又は子育てに対する支援の輪を地域に広げ、共に成長し、支え合う活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

夢つながり未来館 1 階に位置するのびのび子育てプラザは、子育てについて学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、安心して子育てができるよう必要な支援を行うことを目的とする。

2 施設の概要

名 称	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館のびのび子育てプラザ
位 置	山田西 4 丁目 2 番 43 号
延べ床面積	626.13㎡
開 館 日	平成 23 年 (2011 年) 3 月 26 日 (同年 4 月 1 日一般供用開始)

3 子育て支援事業

子育て中や子育て支援に関わる市民が、時間と空間と仲間を共有することにより、孤立した子育てや育児不安・負担感の軽減を図る。また、子育て支援を受けた保護者が次に子育て家庭を支援する側に回ることができるよう、学びの場の提供や子育て支援のネットワークを構築する。

概 要

ア 親子教室・育児教室

就学前の乳幼児と保護者を対象とし、通年の自由参加の形式で「あかちゃんひろば」「あそびのひろば」「おとうさんとあそぼう」の親子教室を定例で開催。また、市内各地に出向き、就学前の乳幼児を対象にした親子教室と 1 歳までの乳児を対象にした赤ちゃん会、2 歳までの育児教室を開催。

イ 講演・講座

遊びや健康・発達、生活などの講座等を開催。子育て中の方や子育て支援に関わっている方などに学びの場を提供。

ウ 子育て情報の提供

毎月広報誌「のびのびだより」を発行し、ホームページ上にも公開。

エ 子育てサークル支援

育児教室終了後に活動を始めたサークルや市内で活動しているサークルが楽しく安心して活動を継続するための情報交換の場として交流会を行う。また、サークルネットワークの構築を図るとともに、サークル交流室等の自主的な活動の場所の提供等により活動の援助を行う。

オ 多胎児家庭・転入家庭支援

双子などの多胎児家庭や転入家庭の支援を行うため、定期的に交流会を開催し、仲間づくりをサポートするとともに、子育てに必要な情報提供を行う。

カ ボランティア育成支援

ボランティアを受け入れることにより、社会全体で子育てを支援する基盤の構築を図る。また、担い手の育成支援及び活動の質の向上のため、ボランティアに対する必要な指導・助言を行う。

実績

令和5年度(2023年度)年間利用者数 (単位：人)

一般利用者数	41,317
専用使用者(サークル活動)数	505
一時預かり利用者数	2,254
計	44,076

令和5年度(2023年度)事業開催数及び参加者数

「親子教室」 203回開催 延べ3,833人参加

「子育て講座」 21回開催 延べ 301人参加

4 一時預かり事業

保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や保護者の育児負担の軽減やリフレッシュを図るため、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的として、のびのび子育てプラザ（たんぼぼルーム）、佐竹台地域交流室（おひさまルーム）において一時預かり事業を実施している。

概要

(1)たんぼぼルーム

ア 利用可能な事由

(ア) 緊急かつ一時的な事由によるもの

保護者の疾病、災害、事故、出産、介護・看護、冠婚葬祭ほか（5日以内を限度）

(イ) 私的理由によるもの

保護者の育児疲れ等に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るため（週2回を限度）

イ 利用対象者

本事業を必要とし、市内に居住する生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児で、集団保育が可能な者。

ただし、次のいずれかに該当するときは、対象者としない。

(ア) 保護者の勤務形態等により家庭における保育が断続的に困難となるため事業を利用しようとする児童

(イ) 子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている
法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

ウ 利用定員

1日10人以内とする。

エ 利用日及び利用時間

利用日は月曜日から金曜日（祝日を除く）

利用時間は、午前9時から午後5時まで（1日単位のほか、半日単位の利用も可）

オ 利用料

一時預かり事業利用料

（単位：円）

利用区分	午前半日	午後半日	1日
3歳未満児	1,250	1,250	2,500
3歳以上児	750	750	1,500

※利用者の年齢区分は、事業を利用する年度の4月1日における年齢による。

(2)おひさまルーム

ア 利用可能な事由（月1回を限度）

保護者の疾病、保護者の育児疲れ等に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るためほか

イ 利用対象者

本事業を必要とし、市内に居住する満1・2歳児で、集団保育が可能な者。

ただし、次のいずれかに該当するときは、対象者としない。

(ア) 子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている
法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(イ) 私立幼稚園に在籍している者

ウ 利用定員

1日6人以内とする。

エ 利用日及び利用時間

利用日は火曜日、水曜日（祝日を除く）

利用時間は、午前9時30分から午後1時まで

オ 利用料

一時預かり事業利用料 1,100円

※利用者の年齢区分は、事業を利用する年度の4月1日における年齢による。

5 ファミリー・サポート・センター事業

地域において育児の援助ができる者と育児の援助を受けたい者をファミリー・サポート・センターの会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を行うことにより、地域での子育て支援の基盤形成、仕事と家庭の両立支援及び男女共同参画社会の形成を図る。

生後3か月から3歳未満の多胎児を養育している依頼会員を対象に、1年間50回を上限に、1回700円の補助を行う。

活動開始日 平成13年(2001年)7月1日

実績

区分	各年度末現在（単位：人）		
	令和3（2021）	令和4（2022）	令和5（2023）
依頼会員	1,460	1,368	1,465
援助会員	202	195	196
両方会員	143	135	133
計	1,805	1,698	1,794

相互援助活動件数

(単位：件)

年 度	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
活動件数	3,479	3,732	4,104

6 子育て支援コンシェルジュ事業

専任の子育て支援相談員が妊娠期から子育て期にわたる保護者の相談に応じ、その個別のニーズを把握して、良質かつ適切な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする。平成28年度(2016年度)から、のびのび子育てプラザで週7日開設。平成29年度(2017年度)11月に、高野台のびのびルームを開設し、週1回の出張相談を行っている。

事業開始日 平成28年(2016年)4月1日

実 績 令和5年度(2023年度)相談件数

電話相談	509件
来館相談	494件
出張相談	61件
メール相談	32件
オンライン相談	6件

児童会館

1 設置目的

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設であり、保護者が同伴している乳幼児及び小学生までの児童を対象に、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

2 施設の概要

名 称	所 在 地	敷地面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	開 館 日
千里丘児童会館	千里丘上 26番19号	1,244.62	391.88	昭和55年(1980年) 4月15日
高城児童会館	高城町6番2号	557.69	603.50	〃 58年(1983年) 8月1日
朝日が丘児童センター (公民館・高齢者いこいの間と併設)	朝日が丘町 15番1号	967.36	418.20	〃 59年(1984年) 5月1日
五月が丘児童センター (公民館・高齢者いこいの間と併設)	五月が丘西 5番1号	999.90	420.12	〃 61年(1986年) 5月1日
南吹田児童センター (高齢者いこいの間と併設)	南吹田5丁目 21番27号	753.03	415.25	〃 63年(1988年) 5月1日
原町児童センター	原町4丁目 26番8号	1,418.31	465.15	平成元年(1989年) 12月1日
山田西児童センター	山田西1丁目 5番1号	500.00	450.71	〃 4年(1992年) 5月1日
竹見台児童センター (市民ホールと併設)	竹見台3丁目 5番3号	950.00	450.52	〃 5年(1993年) 12月1日
豊一児童センター	垂水町3丁目 7番13号	1,695.97	628.77	〃 6年(1994年) 11月1日
寿町児童センター	寿町2丁目 8番16号	698.54	450.45	〃 7年(1995年) 8月1日
千里山竹園児童センター	千里山竹園2丁目 1番5号	969.07	525.52	〃 21年(2009年) 10月18日
北千里児童センター	古江台3丁目 8番1号	5,250.10	400.76	令和4年(2022年) 11月22日

3 設備

屋内設備 遊戯室、図書室、集会室、学習室、事務室及び静養室

屋外設備 広場（朝日が丘、五月が丘、南吹田、原町、山田西、竹見台、豊一、
寿町、千里山竹園、北千里）

4 利用状況

(単位：人)

名 称	年 度		
	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
千里丘児童会館	8,540	12,864	18,427
高城児童会館	11,079	15,523	22,024
朝日が丘児童センター	13,673	14,786	26,507
五月が丘児童センター	11,573	17,679	22,464
南吹田児童センター	10,045	14,927	20,219
原町児童センター	12,561	15,164	18,817
山田西児童センター	9,639	14,098	19,690
竹見台児童センター	10,203	15,991	25,403
豊一児童センター	21,665	26,784	36,747
寿町児童センター	5,952	8,472	16,708
千里山竹園児童センター	8,752	13,756	24,145
北千里児童センター	0	28,762	74,168
合 計	123,682	198,806	325,319

5 豊一児童センター一時預かり事業

保護者のリフレッシュ、通院等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、豊一児童センター内の保育室で児童を預かり、必要な保育を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る。

平成29年（2017年）12月事業開始。

(1) 事業内容

ア 利用対象者

市内在住の1・2歳児。

ただし、次のいずれかに該当する児童は除く。

(ア) 子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている

法第20条第4項に規定する支給認定子ども

(イ) 私立幼稚園に在籍している児童

イ 利用定員

1日6人以内

ウ 利用日及び利用時間

利用日は月～金曜日。ただし、祝日、小学校長期休業中（春・夏・冬休み）、5月3日～5月5日、児童センター休館日は休業。

利用時間は午前9時30分から午後1時まで。

エ 利用料

1日 1,100円

(2) 令和5年度(2023年度)事業実績

ア 開室日数 203日

イ 述べ利用児童数 991人

こども発達支援センター

障がいのある子供1人1人に応じた福祉的、教育的及び医療的側面からの総合的な援助を行うとともに、その保護者を支援する施設として整備された。

地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園の3つの施設があり、相互に連携しながら障がいの種別にとらわれない支援を行っている。

こども発達支援センター（地域支援センター・杉の子学園・わかたけ園）の施設の概要

位 置 片山町2丁目11番40号

敷地面積 4,778.67㎡ 建築面積 2,217.45㎡ 延べ床面積 4,092.72㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造3階建

1 地域支援センター

(1) 目的

「言葉が遅い」「落ち着きがない」「友達と遊べない」などの悩みや不安のある子供と家族の相談に応じるとともに、必要な支援を行う。

幼稚園や保育園等に入園するまでの乳幼児から学齢期(18歳まで)の子供を対象とし、関係機関と連携を図りながら、療育システムの推進を図る。

また、施設の利用提供、市民向け福祉講座の開催等を通して、障がい児とその家族が安心して生活できるまちづくりを行う。

(2) 事業概要

ア 外来相談

- ・一般相談
- ・専門相談（発達相談・言語相談・作業療法相談）

イ 巡回相談

公・私立保育園等、放課後子ども育成室等を対象に、在籍機関で行動観察を行い、指導内容や指導計画作成等の支援を行う。また、必要に応じて発達相談を実施。

ウ 外来訓練

- ・言語聴覚療法…言語機能の向上、発達を促す
- ・作業療法…生活動作、手指操作に必要な感覚の発達を促す
- ・ソーシャルスキルトレーニング…社会的スキルの発達を促す
- ・ペアレント・トレーニング…子供の対応方法を学ぶ
- ・保護者のための講座…支援者向け講座

エ 親子教室

- ・乳幼児健康診査事後指導事業（初期療育）
- ・就学前児童の療育親子教室

オ 地域生活支援

- ・保護者活動室、多目的室の利用提供

障がいのある子供とその家族が地域で安心して生活できるように、保護者グループの活動を支援する。

- ・きょうだいの見守りを支援するボランティアコーディネーターの配置
- ・市民を対象とした障がいの理解やサポートに関する講演会の開催

カ 相談支援事業

主に障がい児通所支援利用希望児童について、障がい児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、利用状況のモニタリングを実施

キ 保育所等訪問支援事業

児童福祉法に基づき、保育園や幼稚園、学校等、障がい児が集団生活を行う場に専門職を派遣し、直接療育や助言・指導を実施。

2 杉の子学園

(1) 目的

知的発達に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供する。

(2) 在園児数

定員 70人

令和6年(2024年)4月1日現在

年齢(歳)	5	4	3	2	計
人員(人)	22	19	29	0	70

3 わかたけ園

(1) 目的

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある就学前の児童に、日常動作における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の児童発達支援及び治療を提供する。

(2) 事業概要

ア 通園療育事業

保護者とともに通園する肢体の発達に支援を要する就学前の児童に対し、訓練、保育等を行う。

在園児数(定員40人)

令和6年(2024年)4月1日現在

年齢(歳)	5	4	3	2	1	0	計
人員(人)	7	2	2	4	3	0	18

イ 長期欠席児通園対策療育介助事業

通園中の園児が、保護者の妊娠・疾病等により、長期間欠席を余儀なくされる場合、療育効果の停滞・後退を防ぐため、保護者に代わり園児の通園介助を行う介助員を雇用し(最長91日)園児の継続療育を図る。

ウ 単独通園介助

通園する就学前の5歳児に対して、就学に向け、単独での生活に順応できるよう、保護者に代わる介助員を雇用し、一定期間保護者から離れ園児だけの単独での生活を経験することにより園児の自立心の養成を図る。

エ 外来訓練・外来障がい児保育制度事業

地域支援センター、すこやか親子室、医療機関等からの紹介を受けた児童に対し、医師の診察・面談を受けて外来による訓練を行う。

また、歩行が困難な未就学児に対する保護者同伴での外来保育を実施し、児童と保護者の支援を図る。

オ 医療的ケア児等支援事業

医療的ケア児及びその家族に対する支援を切れ目なく行えるよう、わかたけ園に医療的ケア児等コーディネーターによる療育相談窓口を設置し、在宅の医療的ケア児の把握に努め、相談対応を行うとともに、医療・福祉・保育・教育等の専門職と連携を図りながら、必要な支援を行う。

児童福祉

1 子ども医療費助成

市内に住所を有し健康保険の資格のある18歳到達年度末までの子供に係る医療費（保険診療の自己負担分の一部）を助成する。令和元年度(2019年度)までは、中学校修了前までが対象。

年 度	対象年齢児童数(人) (年度末)	登 録 数 (人) (年度末)	助 成 件 数(件)	助 成 額(千円)
令和3(2021)	66,580	62,667	770,452	1,542,418
〃 4(2022)	66,337	62,539	853,398	1,698,766
〃 5(2023)	65,628	61,953	998,810	1,993,518

2 ひとり親家庭医療費助成

市内に住所を有する18歳到達年度末までの児童（表中「18歳未満の児童」と表記）とその児童を監護・養育するひとり親等の医療費（保険診療の自己負担分の一部）を助成する。

年 度	延べ対象者数 (人)		受診率 (%)	助成額(千円)
令和3(2021)	ひとり親等	23,620	140.2	95,262
	18歳未満の児童	34,871	86.3	61,811
	合 計	58,491	—	157,073
〃 4(2022)	ひとり親等	22,548	143.8	92,008
	18歳未満の児童	33,089	93.3	67,438
	合 計	55,637	—	159,446
〃 5(2023)	ひとり親等	21,740	155.2	96,104
	18歳未満の児童	31,982	90.4	79,387
	合 計	53,722	—	175,491

3 児童手当等

区分	対象者	支給金額 令和5年(2023年)4月1日現在	対象者数(人) 令和6年(2024年)3月31日現在 ()内は児童数	支給額(円) 令和5年度(2023年度)	実施時期
児童手当	中学校修了前の児童を養育している者	3歳未満 月額 15,000円 小学校修了前 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円 所得制限限度額超過 5,000円 所得上限限度額超過 0円	28,117 (45,059)	5,536,505,000	昭和47年 (1972年)1月
児童扶養手当	18歳到達年度末までの児童を養育しているひとり親又は養育者	(全部支給者) 月額 44,140円 (一部支給者) 月額 44,130円 10,410円 児童2人以上のときは次のとおり加算(所得により変動あり) 2人目 10,420円 3人目以降 各 6,250円加算	1,876 (2,796)	979,780,670	〃 37年 (1962年)1月
手交交通遺児当	両親の一方が交通事故で死亡又は重度障がいになった児童を養育している者(児童が中学校修了まで)	遺児1人につき 月額 8,100円	5 (8)	777,600	〃 46年 (1971年)4月
遺児手当	両親が死亡又は重度障がいになった児童を養育している者(児童が中学校修了まで)	遺児1人につき 月額 8,100円	5 (8)	737,100	〃 47年 (1972年)4月

※交通遺児手当、遺児手当は本市単独

4 助産施設入所状況

経済的な理由で入院助産が受けられない妊産婦に対し、助産施設(大阪府済生会吹田病院・市立吹田市民病院等)での出産費用を助成する。

助産施設

和5年度(2023年度)

区分	措置人員	措置費(円)
大阪府済生会吹田病院	5	2,833,006
市立吹田市民病院	3	1,000,026
その他の	1	505,330
合計	9	4,338,362

5 ひとり親家庭自立支援事業

(1) 相談事業

相談内容	実施曜日	実施時間・場所
母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭や寡婦の方の自立に必要な情報の提供や指導、貸付金の相談	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後5時30分 児童部子育て給付課
就業支援専門員によるひとり親家庭や寡婦の方の就業に関する相談	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後5時30分 児童部子育て給付課
ひとり親家庭の養育費・親子交流相談	毎月第3木曜日 (第3木曜日が祝日の場合は第2木曜日)	午後1時～午後4時(予約制) 児童部子育て給付課

(2) ひとり親家庭自立支援給付事業

ひとり親家庭の母及び父の就業機会の拡大を図るため、ひとり親家庭自立支援給付金を支給する。

令和5年度(2023年度)	自立支援教育訓練給付金	8件	1,595,252円
	高等職業訓練促進給付金	16件	19,704,000円
	高等職業訓練修了支援給付金	4件	150,000円

(3) 母子家庭等技能習得講座（大阪府母子寡婦福祉連合会に委託）

母子家庭及び寡婦の自立に役立つ知識・技能の取得のため、技能習得講座を実施する。

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため（子の修学や就学支度、親自身の技能習得など）に資金の貸付を行う。

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の父、母又はひとり暮らしの寡婦（かつて母子家庭の母であった方）の方が、自立のための修業や就職活動、病気などの事由により、日常生活を営むのに支障が生じているときに、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、家事や育児などの支援を行う。

(6) すいたファミリー・サポート・センター利用料助成

ひとり親家庭の就労の支援と育児に係る経済的負担の軽減を図るため、すいたファミリー・サポート・センター相互援助活動を利用するひとり親家庭の方に、援助会員に支払った報酬（利用料）の一部を助成する。

(7) 養育費に関する公正証書等作成促進補助金

ひとり親家庭の母又は父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した養育費の確保を図るため、公正証書等の作成にかかった費用の一部を補助する。

(8) 養育費の確保のための強制執行申立てに係る費用補助金

ひとり親家庭の母又は父に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費の強制執行申立てに係る費用の一部を補助する。

6 児童福祉サービス給付事業

障がい児通所支援に係る支給決定及び給付費の審査、支払業務を行う。

障害児通所給付費等支給業務実績

(単位：人、箇所)

	給付費支給額 (円) (国1/2 府 1/4負担)	児童 発達支援		医療型児童 発達支援		放課後等デ イサービス		居宅訪問型 児童発達支援		保育所等 訪問支援		相談支援		合計	
		延人数	事業 所数	延人数	事業 所数	延人数	事業 所数	延人数	事業 所数	延人数	事業 所数	延人数	事業 所数	延人数	事業 所数
令和3年 (2021年)度	2,346,622,818	10,221	152	583	3	22,165	212	39	2	218	13	4,742	40	37,968	422
〃 4年 (2022年)度	2,667,234,211	10,477	144	547	3	25,696	237	32	3	440	18	5,198	38	42,390	443
〃 5年 (2023年)度	3,138,351,928	11,556	143	481	2	29,338	257	14	1	779	24	5,847	39	48,015	466

7 家庭児童相談

児童虐待などの家庭児童相談に対し、専門相談員が電話相談や来庁相談、家庭訪問を行い対応する。

開設場所 児童部家庭児童相談室

相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分(祝・休日、年末年始を除く)

専用電話 6384-1663

相談件数

(単位：件)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童虐待相談	1,385	1,845	2,113
その他の養護相談	97	103	106
不登校相談	10	8	5
育児・しつけ相談	14	30	15
性格行動相談	5	1	6
その他	27	30	32
計	1,538	2,017	2,277

8 育児支援家庭訪問事業

保育士、幼稚園教諭などの資格を有するボランティアの育児支援家庭訪問員が、子供の養育に支援を必要としている家庭を訪問し、一定期間、養育に関する相談や育児スキルの助言などを行う。

事業実績

年 度	訪問家庭数(件)	延べ日数(日)
令和3 (2021)	16	109
〃 4 (2022)	11	73
〃 5 (2023)	8	43

9 子ども見守り家庭訪問事業

(1) 事業目的

民生委員・児童委員、主任児童委員等が、市内の生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報提供、乳児及び保護者の心身の様子や養育環境の把握を行う。また、支援を必要とする家庭を、早期に必要な各種の養育支援につなぐことにより、児童の心身の健全やかな成長を図る。

(2) 対象者

生後4か月までの乳児のいる世帯

(3) 事業実績

年 度	対象児童数(人)	面談できた件数(件)
令和3(2021)	2,995	1,055
〃 4(2022)	2,970	2,347
〃 5(2023)	2,942	2,155

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、民生・児童委員・主任児童委員による訪問を中止していた期間がありました。

10 親支援プログラム事業

(1) 事業目的

子育ての様々な局面において親自身が問題解決していく力を培うことができる参加体験型の学習プログラムを通し、子育てに前向きに取り組めるよう支援し、児童虐待の未然防止と子供の健全育成を図る。

(2) 対象者

2歳～12歳の子供のいる、子育てに困っている親

(3) 事業内容

5回のグループワークと2回の電話による個別相談

1講座当たり10人の定員で4講座実施（令和5年度までは2講座）

(4) 事業実績

年 度	応募者数	日 程	受講者数
令和3(2021)	15	A	7
		B	8
〃 4(2022)	25	A	11
		B	9
〃 5(2023)	15	A	9
		B	6

11 子育て短期支援事業

(1) 事業の概要

保護者の疾病・出産・仕事等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合（ショートステイ事業）や、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間、休日等の家庭における児童の養育に困難を生じている場合（トワイライトステイ事業）に、児童福祉施設において、一定期間、児童の養育を行う。

(2) 対象者

児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童及びその保護者

(3) 運営主体

法人	施設名
社会福祉法人 大阪西本願寺常照園	児童養護施設 大阪西本願寺常照園
社会福祉法人 松柏会	松柏学園
社会福祉法人 救世軍社会事業団 救世軍希望館	児童養護施設 救世軍希望館
社会福祉法人 大阪水上隣保館 遙学園	児童養護施設 遙学園
	児童養護施設 翼
	大阪水上隣保館乳児院
社会福祉法人 大阪福祉会	大阪福祉会 児童福祉施設 ハピネス・パーク

(4) 保護者負担（利用料・日額）

	ショートステイ事業		トワイライトステイ事業	
	年齢	日額	時間	日額
生活保護受給世帯	2歳未満	0円	午後6時まで	0円
	2歳以上	0円	午後6時以降	0円
	保護者	0円	休日午後6時まで	0円
母子家庭・父子家庭等ひとり親世帯及び市民税非課税世帯	2歳未満	1,100円	午後6時まで	300円
	2歳以上	1,000円	午後6時以降	300円
	保護者	300円	休日午後6時まで	350円
その他の世帯	2歳未満	5,350円	午後6時まで	750円
	2歳以上	2,750円	午後6時以降	750円
	保護者	750円	休日午後6時まで	1,350円

(5) 事業実績

年 度	延べ利用児童数	委託料支出額
令和3(2021)	ショートステイ事業 16人(日)	76,300円
	トワイライトステイ事業 0人(日)	0円
" 4(2022)	ショートステイ事業 34人(日)	147,700円
	トワイライトステイ事業 0人(日)	0円
" 5(2023)	ショートステイ事業 101人(日)	365,350円
	トワイライトステイ事業 3人(日)	6,300円

12 子育て世帯家事・育児支援訪問事業

(1) 事業目的

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(2) 対象家庭

要保護児童や要支援児童、特定妊婦がいる家庭 等

(3) 利用者負担

世帯区分	1時間当たりの金額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	年間利用9.6時間以内 0円
	年間利用9.7時間以上 300円
市民税所得割課税額 77,101円未満世帯	年間利用4.8時間以内 0円
	年間利用4.9時間以上 600円
上記以外の世帯	900円

(4) 事業実績

年 度	延べ利用件数	委託料支出額
令和4(2022)	106件	1,388,960円
" 5(2023)	442件	4,318,420円

13 小児慢性特定疾病児支援事業

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病児の健全育成と医療費の負担軽減を目的に医療費の一部助成を行う。

(単位：人)

年 度	区 分	給付実件数	給付延べ件数
令和3(2021)		469	6,695
〃 4(2022)		422	6,287
〃 5(2023)		436	7,327

(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業相談支援事業

ア 小児慢性特定疾病児童等の訪問・電話等相談

小児慢性特定疾病児や身体障がい児等、慢性的な疾病を抱える児童及びその家族を対象に、保健師が情報提供・助言を行う。

(単位：人)

年度	区分	実人数				延べ人数				合計	
		慢性疾患 児・身体 障がい児	慢性疾 患児	身体障 がい児	その他	慢性疾患 児・身体 障がい児	慢性疾 患児	身体障 がい児	その他	実人数	延べ 人数
令和3(2021)		40	16	6	7	119	25	18	14	69	176
〃 4(2022)		38	18	5	8	111	43	13	20	69	187
〃 5(2023)		35	14	6	9	82	22	14	18	64	136

イ 療育相談、巡回相談

小児慢性特定疾病児とその家族を対象に、専門医や発達相談員、理学療法士、作業療法士、言語療法士、臨床心理士、保育士が専門相談を実施。

(単位：回・人)

年度	区分	療育相談			巡回相談		
		回数	受診児実数	受診児延数	回数	受診児実数	受診児延数
令和3(2021)		12	31	40	12	17	19
〃 4(2022)		12	33	40	18	19	22
〃 5(2023)		12	31	32	7	7	7

保育所等の安全対策

1 趣旨及び目的

安全であるべき保育所等における子供たちの安全確保のため、平成22年度(2010年度)までは警備員を、平成23年度(2011年度)4月からは安全管理員を園門に配置し、園門付近を常時監視することにより、不審者の侵入防止・抑制を図り、来園者の受付・チェック機能を果たすとともに、不審者の侵入などの緊急時に迅速な連絡・通報などの対応により、子供たちにとって安全で安心な施設とし、保護者の不安の解消を図る。

なお、平成27年度(2015年度)からの子ども・子育て支援新制度施行に伴い、私立幼稚園の安全対策助成事業を統合するとともに、私立認定こども園も対象となる。

2 事業概要

- (1) 開始年月日 平成17年(2005年)6月1日
- (2) 実施場所 吹田市立保育所、吹田市立認定こども園、吹田市立幼稚園、吹田市立杉の子学園、吹田市立わかたけ園、吹田市内私立保育所、私立認定こども園、吹田市内私立幼稚園
- (3) 内容 業者に委託し、園門に安全管理員(各施設1名)を配置。また、私立保育所等について、警備員を配置する経費を助成。

- (4) 経費 (単位：千円)

年 度	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
市立保育所等	36,417 (29か所)	39,953 (29か所)	39,251 (28か所)
こども発達支援センター	1,379	1,203	1,379
私立保育所等	17,396 (32か所)	17,165 (33か所)	17,396 (32か所)

母子保健

1 母子健診事業

母子保健法に基づいて、妊娠から就学までの健康診査や保健相談等の事業を実施している。

(1) 妊婦健康診査・産婦健康診査

妊産婦に対して受診票を交付し、健診を行う。

(単位：人)

区 分 年 度	妊婦 (延べ人数)	産婦 (延べ人数)
令和3(2021)	36,009	5,186
〃 4(2022)	37,208	5,292
〃 5(2023)	35,587	5,215

(2) 新生児聴覚検査

生後1か月未満の新生児に対し、自動ABR検査又はOAE検査を実施し、その費用の一部を助成。

(単位：人)

年 度	受診児数
令和3(2021)	2,605
〃 4(2022)	2,717
〃 5(2023)	2,661

(3) 4か月児健康診査

4か月になる乳児に対し、健診を実施している。

(単位：人)

区 分 年 度	対象児数	受診児数
令和3(2021)	3,013	2,898
〃 4(2022)	3,056	2,957
〃 5(2023)	3,040	2,894

(4) 乳児一般健康診査

1歳未満の乳児に対し健診を行い、必要に応じて適切な指導を行う。

(単位：人)

年度	受診児数
令和3(2021)	2,561
〃 4(2022)	2,529
〃 5(2023)	2,486

(5) 乳児後期健康診査

9か月頃の乳児に対し健診を行い、必要に応じて適切な指導を行う。

(単位：人)

年度	受診児数
令和3(2021)	2,977
〃 4(2022)	2,927
〃 5(2023)	2,944

(6) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月から2歳を超えない幼児を対象に、計測、内科診察、歯科診察・相談、保健指導(発達、栄養、育児、歯科、アレルギー)を内容とした健康診査を実施している。

なお、内科健診については、個別・集団併用方式で実施している。

(単位：人)

区分	年度	令和3(2021)	〃 4(2022)	〃 5(2023)
	対象児数	3,251	3,168	3,155
内科健診受診児数		3,034	3,159	3,052
歯科受診児数		2,788	3,029	2,846

(7) 3歳児健康診査

3歳児を対象に、尿検査、計測、内科診察、視聴覚アンケート、屈折検査、歯科診察・相談、保健指導（発達、育児、栄養、歯科、アレルギー）を内容とした健康診査を実施している。

なお、内科健診については、個別・集団併用方式で実施している。

(単位：人)

区 分 \ 年 度	令和3(2021)	〃 4(2022)	〃 5(2023)
対 象 児 数	3,453	3,242	3,386
内 科 健 診 受 診 児 数	3,213	3,043	3,107
歯 科 受 診 児 数	2,740	2,842	2,779

(8) 経過観察健診（二次健診）

乳幼児健康診査、健康相談の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対し、医師や心理士による診察・相談を実施している。

(診察) (単位：人)

年 度 \ 区 分	対象児数	受診児数
令和3(2021)	174	161
〃 4(2022)	176	149
〃 5(2023)	173	148

(心理) (単位：人)

年 度 \ 区 分	対象児数	受診児数
令和3(2021)	1,211	1,040
〃 4(2022)	947	818
〃 5(2023)	859	761

(9) 2歳6か月児歯科健康診査

2歳6か月児を対象に歯科診察、歯科保健指導、う蝕活動性試験検査等を内容とした歯科健康診査を実施している。

(単位：人)

年 度 \ 区 分	対象児数	受診児数
令和3(2021)	3,536	2,957
〃 4(2022)	3,317	2,556
〃 5(2023)	3,180	2,503

(10) 1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児歯科健康診査フォロー事業

1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児健康診査において、要フォローと判定された幼児を対象に口腔内観察、歯科相談、歯科保健指導を行っている。

(単位：人)

年度	1歳6か月児歯科健診フォロー		2歳6か月児歯科健診フォロー		3歳児歯科健診フォロー	
	対象児数	受診児数	対象児数	受診児数	対象児数	受診児数
令和3(2021)	401	160	522	247	370	137
〃 4(2022)	586	295	473	256	529	205
〃 5(2023)	518	265	519	257	499	166

(11) 6歳臼歯健康診査

満6歳の幼児を対象に歯科健診、歯科保健指導を実施している。

(単位：人)

年度	区分	対象児数	受診児数
令和3(2021)		3,744	2,236
〃 4(2022)		3,617	2,001
〃 5(2023)		3,533	1,923

(12) 妊婦歯科健康診査

妊婦を対象に歯科健診、歯科保健指導を実施している。

(単位：人)

年度	区分	対象者数	受診者数
令和3(2021)		3,054	1,318
〃 4(2022)		3,097	1,418
〃 5(2023)		2,965	1,335

(13) 産婦歯科健康診査

産婦を対象に歯科健診、歯科保健指導を実施している。

(単位：人)

年度	区分	対象者数	受診者数
令和3(2021)		3,021	833
〃 4(2022)		3,001	889
〃 5(2023)		2,934	901

※ 対象者数は出生数より算出。

(14) 子どもアレルギー専門相談

アレルギー性疾患の発症予防・悪化予防のために専門医等による相談を実施している。

(単位：人)

年度	受診児数
令和3(2021)	52
〃 4(2022)	65
〃 5(2023)	45

2 育児支援事業

正しい離乳の進め方や乳歯が生え始める前後の歯の相談・指導を実施している。

(単位：回・人)

年度	区分	赤ちゃんの歯の広場		離乳食講習会	
		回数	受講者数	回数	受講者数
令和3(2021)		17	174	26	693
〃 4(2022)		24	228	48	940
〃 5(2023)		24	268	48	1,022

3 未熟児養育医療費給付事業

身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳幼児に対して、入院治療に必要な医療費を市が公費負担する。

(単位：件)

年度	区分	給付実件数	給付延べ件数
令和3(2021)		113	254
〃 4(2022)		99	225
〃 5(2023)		122	257

4 妊娠・出産包括支援事業

妊娠・出産、子育てに係る養育者の不安や負担軽減を目的とし、妊産婦等に対して心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行っている。

(1) 妊産婦・新生児訪問指導

妊産婦、新生児に対して保健師及び助産師が訪問し、育児相談や保健指導等を行っている。

(単位：人)

年度	区分	妊産婦		新生児	
		実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
令和3(2021)		1,830	2,817	237	270
〃 4(2022)		1,968	2,923	239	262
〃 5(2023)		2,561	3,723	378	423

(2) 乳幼児訪問指導

保健師等が訪問し、乳幼児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等について相談や保健指導を行っている。

(単位：人)

年度	区分	乳児(新生児・未熟児を除く)		幼児	
		実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
令和3(2021)		1,283	2,016	276	479
〃 4(2022)		1,416	2,102	298	609
〃 5(2023)		1,847	2,740	245	472

(3) 未熟児訪問指導

生下時体重2,500g未満の未熟児に対し保健師等が訪問し、保健指導等を行っている。

(単位：人)

年度	区分	実人数	延べ人数
令和3(2021)		242	406
〃 4(2022)		258	466
〃 5(2023)		274	454

(4) たまびよテラス（令和4年4月から開始）

妊娠期、産後のハイリスクケースを対象に、専門講師によるミニ講座や、交流会を実施。

（単位：人）

年度	区分	開催回数	参加者	
			実人数	延べ人数
令和4(2022)		23	70	106
〃 5(2023)		24	98	160

(5) 産後ケア事業

家族等から協力を得られず、産後心身の不調がある産婦と児を対象に医療機関等で心身のケアや育児のサポート等を実施（利用の適否については審査あり）。

（単位：人・日）

年度	区分	宿泊型		デイサービス型	
		実利用者数	延べ利用日数	実利用者数	延べ利用日数
令和3(2021)		92	477	57	208
〃 4(2022)		148	723	98	390
〃 5(2023)		205	821	178	433

(6) 産後家事支援事業

生後6か月未満の乳児を養育し、家族等から十分な家事及び育児等の援助を受けられず、産後の心身の不調等により家事が困難な家庭に対して家事支援を実施。

（単位：人）

年度	実利用者数
令和3(2021)	99
〃 4(2022)	119
〃 5(2023)	183

(7) 多胎児家庭サポート事業

生後1年未満の多胎児を養育する世帯に対して、家事・育児の支援を実施。

（単位：人）

年度	区分	実利用者数
令和3(2021)		6
〃 4(2022)		12
〃 5(2023)		19

(8) 出産・子育て応援事業（令和5年2月から開始）

妊娠の届出をした妊婦又は出生した児童を養育する方に面談を行い、それぞれの面談終了後に5万円相当の応援ギフトを支給する。

（単位：人）

年 度	出産応援ギフト分 （妊娠分）	子育て応援ギフト分 （出産分）
令和4(2022)	4,097	2,250
〃 5(2023)	3,541	3,191

※令和4年4月1日から事業開始までに妊娠・出産された方も遡及対象者として支給

(9) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業（令和5年4月から開始）

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、必要な支援につなげるため初回産科受診にかかる費用を助成する。

（単位：件）

年 度	助成件数
令和5(2023)	4

(10) 不妊症検査・治療費助成

国で先進医療として告示されている不妊症検査費や医療保険が適用されない不妊症にかかる治療費に対して費用の一部を助成する。

（単位：件）

年 度	区 分	（単位：件）	
		不妊症検査助成	不妊症治療助成
令和3(2021)		2	1
〃 4(2022)		1	14
〃 5(2023)		2	12